

成育医療等基本方針（第2次）の指標

山縣 然太郎

山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座

2023年3月に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下、成育医療等基本方針）の変更を閣議決定した。これは2021年2月に閣議決定された方針の変更であり、2023（令和5）年度から2028（令和10）年度の6年間の基本方針となる。ここでは基本方針（第2次）として論を進める。

2023年度4月のこども家庭庁の創設に伴い、こども家庭審議会が組織されその分科会として成育医療等協議会が位置づけられた。

1. 成育医療等基本方針（第2次）

2023（令和5）年度から20 基本的に基本方針（第1次）を踏襲しているが、施策の進捗状況や、こども家庭庁の創設、こども基本法の制定、こども家庭支援センターの設置、医療計画の見直し、母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会の議論、産後ケア事業などの新たな施策に対応した見直しがなされた。次の点が主な変更点である。

- ・基本的な考えかたに「こどもの意見を尊重、こどもの最善の利益を優先」を追記
- ・こども家庭庁による総合調整・施策の実施状況等に関する評価指標を作成
- ・妊娠・出産・産後のケア、産後ケア事業・妊産婦健診の広域的な調整
- ・災害や新興感染症のまん延に備えた、継続的な提供体制
- ・助産師活用推進事業、院内助産・助産師外来の推進
- ・医療的ケア児関連の法律に係る施策と連携した小児在宅医療・小児在宅歯科医療体制充実
- ・母子保健情報のデジタル化とその活用の推進による母子保健の質の向上
- ・バイオサイコソーシャルな悩み等に対する、性や生殖に関する専門的な相談支援等を推進
- ・3歳児の視覚検査に屈折検査機器を導入する市町村を支援
- ・性と健康の相談センター事業によるプレコンセプションケアを推進
- ・こども家庭センター、子育て世帯の身近な相談機関による子育て支援体制の推進
- ・「健やか親子21」を基本方針に基づく国民運動として位置付ける

2. 成育医療等基本方針（第2次）に基づく指標の設定

指標設定の基本原則は①基本方針の指標であること、②既存統計のある指標とすること、③指標達成にロジックモデルを導入することである。ロジックモデルについては2023年度中に研究班が提案することとした。

基本方針（第2次）の指標については、基本方針（第2次）に基づいて、新たに貧困や障害児に対する対応、関係者の連携に関する指標、成育医療等基本方針を踏まえた協議の場を設置している都道府県数などを設定した。また、可能な限り目標値を設定すること、ロジックモデルを示して、自治体や関係が目指す成果（アウトカム）に対する事業の位置づけをわかりやすくすることとしている。